

「資格情報のお知らせ」を配付します。 個人番号の下4桁等資格情報をご確認ください。

組合員とその被扶養者の皆さまに「資格情報のお知らせ」が各区局等の共済組合事務担当課から順次配付されます。内容をご覧いただき、資格情報として共済組合に登録されている内容をご確認ください。(特に個人番号の下4桁については、今回限りの掲載となります。)



- お手元に届いた「資格情報のお知らせ」を開封する前に、宛名の箇所に記載されている番号(下記①と②の箇所)がご自身の職員番号と合っているかご確認ください。
万が一異なる番号が記載されているものについては封を開けずに、共済組合事務担当課経由で共済組合にご返送ください。



「資格情報のお知らせ」とは

令和6年12月2日の保険証の廃止に先駆けて、組合員・被扶養者の皆さまに、現在共済組合に登録されている健康保険の資格情報(個人番号下4桁含む。)をお知らせするものです。

令和6年7月16日時点で共済組合の短期給付の資格をお持ちで、個人番号が共済組合に届け出られている組合員及び被扶養者の方に配付されます。共済組合に登録されている資格情報について記載されていますので、ご確認ください。

※令和6年12月1日までに発行された保険証は、経過措置により最大1年間有効です。

- 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証での受診時に必要となる場合があります。
マイナンバーカードの保険証利用に対応していない医療機関等をご利用の場合、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」を提示することで、受診が可能となります。「資格情報のお知らせ」は保管をお願いいたします。

※スマートフォンからマイナポータルの健康保険情報画面を提示することでも、受診が可能です。

見本

赤枠で囲っている部分をご確認ください。
右下隅のミシン目部分は、切り取って保管
していただくことが可能です。

横浜市職員共済組合
(32140311)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年7月16日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	組合員/被扶養者氏名		
フリガナ	組合員/被扶養者氏名カナ		
負担割合	組合員/被扶養者負担割合		
資格取得年月日（認定日）	組合員資格取得日/被扶養者認定日		
保険者名	横浜市職員共済組合		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は
次のとおりです（12桁のうち4桁のみ表示）。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自
分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合は、共済組合までご連絡ください。

**** **** ●●●●

右を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和6年7月16日発行
横浜市職員共済組合
(32140311)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 組合員/被扶養者氏名
負担割合 組合員/被扶養者負担割合

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**
詳細は厚生労働省WEB サイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



? 質問集 ?

Q 自分宛てに何通も封筒が届きました。記号・番号は合っています。一人に対して複数通発行されることはあるのでしょうか。

A 「資格情報のお知らせ」は、組合員や被扶養者それぞれに一通発行されます。
ただし、**被扶養者の「資格情報のお知らせ」は、職員の名前で配付されます。**（封筒の窓上部、記号・番号の横に「本人」又は「被扶養者」と表示されます。）

Q 自分は保険証（組合員証・被扶養者証）を持っているのに「資格情報のお知らせ」が届きません。

A 「資格情報のお知らせ」は、令和6年7月16日時点で共済組合の短期給付（保険）の資格をお持ちで、個人番号が共済組合に届け出られている方が発行対象となります。各所属から共済組合に個人番号が届け出られていない方には発行されません。
ご自身の個人番号の届出状況について、所属の共済組合事務担当課にご確認ください。

Q 「資格情報のお知らせ」の記載内容に誤りがあります。

A 直近に氏名変更（結婚・離婚等による）の届出、個人番号の再提出（個人番号の変更による）の手続きを行っている場合、手続き時期により情報を反映できていない場合があります。
変更手続きを行っていないにも関わらず、記載内容に誤りがある場合は、速やかに所属共済組合事務担当課を通じて共済組合へご連絡ください。

Q 「資格情報のお知らせ」を破棄しました。再発行してください。

A 「資格情報のお知らせ」は再発行ができません。資格情報を確認していただいたあとも、大切に保管しておいてください。

Q マイナンバーカードが使用できない医療機関等を受診するため「資格情報のお知らせ」を再発行してください。

A 「資格情報のお知らせ」は再発行ができません。
マイナンバーカードを健康保険証として利用できない医療機関を受診する際は、現行保険証廃止まで健康保険証を提示するか、マイナポータル（スマートフォン等）の健康保険情報画面とマイナンバーカードを提示して受診してください。

